

1 審議会名	人権尊重のまちづくり審議会
2 日時	令和5年8月24日 午前10時00分から11時00分まで
3 会場	中央解放会館 2階 大会議室
4 出席者	田中会長、堀内副会長、金井委員、高桑委員、百瀬委員、関委員、小林委員、成沢委員、土屋委員、宮之上委員、小市委員、柴本委員、滝沢委員、油井委員、山崎委員、大滝長野県犯罪被害者支援室室長補佐
5 市側出席者	(市長部局) 石井市民まちづくり推進部長、柳沢人権共生課長、橋詰課長補佐兼人権同和对策係長、清水人権同和对策係主事 (教育委員会) 久保田生涯学習・文化財課 人権同和教育政策幹、樋口人権同和教育係長
6 公開・非公開	公開 ・ 一部公開 ・ 非公開
7 傍聴者	0人 記者 1人
8 会議概要作成年月日	令和5年9月1日
協 議 事 項 等	

## 1 開会

## 2 あいさつ

## 3 長野県警察本部警務課 犯罪被害者支援室室長補佐紹介

## 4 諮問書受け渡し (人権施策基本方針第二次改訂について)

## 5 協議事項

## (1) 犯罪被害者条例骨子 (案) について

- ・資料に沿い、概略を説明 事務局 (橋詰補佐)

## 質疑等

## 【骨子案について】

【要望】(委員) 市の基本的施策について、8番目の人材育成、この中の「犯罪被害者等の支援を行う人材を育成するための研修の実施その他の施策」に関して、上田市は「学園都市 上田市」と謳っている。地域の特性を活かした独自の取り組みとして、大学とか研究機関、それらと連携して支援に関する啓発とか、また推進という取り組みを進めていただければと思う。具体的には例えば大学であれば、講座の開設、そういったものをやったらどうかという思いがあるので、また検討していただければと思う。

《回答》(事務局) 市の基本的施策の構成部分で、①から⑤の部分については当事者、犯罪を受けた実際の被害者のご家族の方への支援内容になる。それ以外の⑥から⑨の部分はそこに関わる方への支援で、その中で⑧の人材育成は重要な部分と考えている。今回市が条例を作る理由として、その地域の実情に合った内容で、県と同じものではない、法律に単純に沿った内容ではないところもあり、上田市独自の特徴も出す内容というのは、実際の条例またその施策の中で考えていかなければならないと認識しており、今いただいたご意見なども踏まえて具体的な内容の組み立てをしていきたいと思う。

## 【質問】(犯罪被害者支援室室長補佐)

市の基本的施策の中で日常生活の支援とあり、既存の施策という形で一覧表もつけられている。佐久市や中野市の条例では、日常生活支援について具体的に上限回数、あるいは被害者のために無償で使えるような形で具体的な施策を盛り込んでいるが、上田市の方針として日常生活支援をそういった形で、無償で受けられるような形の条例にするという話は進んでいるのか。

《回答》（事務局） 条例の中では施策の大枠をまず固める。⑤の経済的負担の軽減にも関わる部分になるが、実際に見舞金を出すなど、日常生活にかかった部分について助成金を出すなどについては別に要綱を設け、具体的な内容の検討をするという組み立てを考えている。実際具体的にどういう内容になるかは、いろいろご意見いただき、内部で財政的な部分も詰めて中身は組み立てていく。具体的にその中身をどうするかはまだ固まってはいないが、組み立てとしては、条例とは別に要綱でその内容を規定していくと考えている。

【要望】（犯罪被害者支援室室長補佐）

被害者からの意見として、そういうメニューを示していただいた方が助かると言われる。何か支援できることはあるかと私達はとかく聞きがちだが、被害者の方からすると、被害に遭った直後、大切な方を亡くされた状態で、自分が今何をしなければいけないのかとか考えられる精神状態にないと言う方がほとんどである。積極的にこういうものがあるんで使ってくださいという形で提示していただくと非常に助かるという言葉はいただくので、その日常生活支援の関係も具体的に今後盛り込み、無償で使えるような形に検討していただければと思う。

【加害者の家族等に対する支援について】

【（他の委員への）質問】（委員）

被害者の部分については、これは大変だ、何とかしなきゃという思いがあるが、加害者の方、例えば中野市の場合ご両親。かなり精神的にショックを受けたりしている。そのことについて、警察に総合的な支援の窓口ということで、加害者にも片足を入れたような形での支援の仕方というのはあるか。中野市の実際の部分から、もちろんここへ全て盛り込むということじゃなくて、いつ誰がどこで、私自身もどこかで加害者、交通事故にしてもそうだが、（加害者に）なる可能性もある。そういう点で県あるいは警察全体としてお話しいただきたい。例えばここにある二次被害、二次被害でも犯罪加害者の家族とかを犯罪被害者等の中に対象として考えなければ二次被害についても考えられないと思うが、そんなところも含めて教えていただければと思う。

《回答》（支援室室長補佐）

加害者に対する支援というのが必要ではないかという声も上がっているが、現状は被害者支援自体がようやく今盛り上がり、全国に普及してきて、やっと被害者の権利というところまで来ているので、現状として（加害者側まで）ケアできているかということ、実際はそこまでは至っていない。特に加害者家族というのは犯罪行為をしたわけでもない方がほとんどであるため、そういった方に対する、度を過ぎた行為、それは当然警察としても刑罰法令に触れる行為であれば当然取り締まるものである。そういったところの意見も聞いて対応はしているが、まだそれを条例に盛り込むとか、そこまでは至っていないというのが現状。

（2）人権施策基本方針第二次改訂について

・資料に沿い、概略を説明（事務局）

資料2、まず前回改訂をしたのが10年前、元々出来たのはさらにそれより5年前で、出来上がった時点からかなり時間が経っている。全体の構成としては、資料4ページの大きな体系をまとめた部分ご覧いただきたい。

4ページ、2体系図でまとめているが、まず基本理念、あと三つの目標ということで、人権施策の方向性さらに分野別施策の方向性で元々九つ、八つプラスその他ということで、元々分野別の施策で定めていたが、この中で2番目の子どもの部分に若者を追加、4の障がい者は障害の害の字をひらがな表記することが一般的になっているためその表記の変更になる。

さらに元々9の様々な人権問題で盛り込んでいた9の性的マイノリティ(少数者)を外

出しし、10 の感染症・疾病についてもコロナの関係やハンセン病、HIV などのところをまとめた形で項目立てし、全体の構成はこのような修正をしたらどうかといった前提で組み立てを始めている。

1 ページの一番上の基本施策の改訂の趣旨で、第一次改訂をしてその後第 2 次改訂をするに至る主な社会情勢を追記する内容となる。

2 基本方針の位置づけで二つの項目を挟みその次、3 人権を巡る動向で(1)世界の動きが 2 ページにかけて、この中では SDGs 持続可能な開発目標ということが現在言われている中で、人権に関わる内容もあるので内容を追加している。また、(2)日本の動きでこの中では 3 ページ目の三つ目の項目で、いわゆる人権三法が平成 28 年に制定されたという。障害者とヘイトスピーチと部落差別の関係の人権三法、さらにアイヌの関係、パワハラの関係ということで新しい法律について一部、主なものを追加している。(3)長野県の動きでは、先ほど議題の協議事項になっていた犯罪被害者等支援条例、その前段として県の条例が制定されている内容を追加している。(4)の上田市の動きでは最後の部分、今回二次改訂をするということで、その内容を行いましたと過去形で記載を入れている。

5 ページ以降、第 3 章人権施策の方向性で、主に 5 ページの一番下、人権教育・啓発の方向性という部分。内容については上田市の内容が中心で、国、県の記載の部分は割愛した内容で整理している。

6 ページ真ん中辺あたり、④企業・職場で CSR 企業の社会責任の表現で一部修正している。

7 ページ分野別施策の方向性の 7 ページ 1 女性について、新しい法律関係がいくつか漏れていたもので、若干追加している。また、ジェンダーギャップ指数が令和 4 年度の数値で現在書いてあるが、令和 5 年度の数字も既に出ているので、次回会議のときには内容を更新した形でまた改めてお示ししたい。

8 ページ子ども・若者で、若者の関係を追加しているが、こちらについては(1)現状と課題でいじめ防止対策推進法が漏れていたもので追加、9 ページ④青少年健全育成の取組の推進の二つ目インターネット、SNS の利用に関する教育の充実という項目を追加している。⑥として、若者と社会をつなぐ支援で二つの項目を入れている。

3 高齢者については、地域包括ケアシステム体制の構築の表記を追加。

10 ページ、障がい者の関係は害の字をひらがな表記するというので、かなり多くの修正があり、また法律関係いくつか記載が漏れていたものがあつたので整理して関係する法律を列記している。

11 ページ以降の同和問題の関係について、(1)現状と課題ではインターネット・SNS の関係、人権三法の一つ部落差別解消法の関係、昨年行った市民意識調査内容を記載、追加している。

12 ページ、(3)施策の方針①同和教育の推進は内容について若干修正を加えている。

同じ 12 ページ、6 外国人については(1)現状と課題、こちらも人権三法の一つヘイトスピーチ解消法の表記を入れ、13 ページに移り(3)施策の方向で前回改訂から変わっている、追加されている部分の内容について修正している。

13 ページ、7 犯罪被害者等で、県の新たな条例と計画の内容を追記。

14 ページに移り、犯罪被害者等支援条例の制定についても記載している。

同じ 14 ページ、8 インターネットによる人権侵害については一番下のところで市民意識調査の結果を追加している。

15 ページ(3)施策の方向で施策内容を若干追加し、人権侵害防止の関係、またそういった侵害事案が発生したときの適切な対応についての内容を追加している。

15 ページ、9 性的マイノリティ(少数者)については、元々 17 ページの様々な人権問題の性的指向、性同一性障害に一次改訂の時点ではあつたが、こちらも外出しし、内容を追加することで新たな項目として設けている。

その中で 15 ページの下から 5 行目、今年新しく LGBT 理解増進法が成立されており、

そこまでの経過、法律の動向の記載を入れている。16 ページで市民意識調査の内容、結果についても記載を入れている。また(2)基本方針、(3)施策の方向ではいくつか項目を入れている。

同じ 16 ページ、10 感染症・疾病について、先ほど説明したとおり新たに項目を外出しし、ハンセン病の関係や HIV の関係、新型コロナの関係を(1)現状と課題でそれぞれ記載している。17 ページに移り(2)施策の基本方針、(3)施策の方向性で二つの項目に分けて内容を入れている。

最後の項目については、様々な人権問題で、元々①パワー・ハラスメントという項目があったが、ハラスメントということでセクシャルハラスメント、マタニティハラスメントの関係も加えた形で記載を改めている。

元々あった③⑥の項目は外出しをしており、あとは同じような記載になる。最後 18 ページに移り⑦災害と人権という項目があるが、元々東日本大震災に起因する人権問題ということで、災害の関係ではいろいろな問題も発生していたということで、若干内容を充実した記載にしている。

第 5 章推進体制では 1 ヶ所、前回第一次改訂のときには見直しの時期について特に期間を設けないということでその辺りの記載はなかったが、適切な時期に方針の見直しを行うということで、期間は定めず、社会情勢の変化などがあつたら行うことを想定し、適切な時期にという文言を追加する修正を加えている。

## 質疑等

### 【高齢者及び障がい者について】

【要望】(委員) 高齢者のところ 9 ページ(1)現状と課題の最後の文言について、地域包括ケアシステムの構築であるが、今はもう深化という表現になってきている。それから地域福祉入っていただき、深化と地域福祉の推進に向けた取り組みといった表現を検討してほしい。  
また 11 ページの障がい者支援について、今障がい者福祉の分野ではどこか共生社会の実現に向けた取り組みを入れていただきたい。

《回答》(事務局) この人権施策基本方針の改訂を行うのと同じタイミングで、高齢者の計画がちょうど切り替わる年で、また福祉全体の計画の方も改訂するタイミングであり、ちょうど福祉分野の計画の改訂と重なっている。そういった内容を踏まえ新しく変わっている部分なども盛り込む形で内容は修正を加えたいと思う。

《説明》(事務局) 先ほどいくつか犯罪被害者等の方も含めていただいたご意見について、犯罪被害者等については既に内容について盛り込まれているが、基本方針の部分については内容に修正を加え、また次回会議でお示しし、改めて確認いただきたいと考えている。

### 【問い合わせ先について】

【要望】(委員) どこが相談の窓口か具体的に「ここ」というような部分があるといい。当事者とすればどこで相談するのかというのが(分かりやすい)。そんな部分もこの次は検討しておいていただければと思う。

### 【周知・表現について】

【要望】(委員) 福祉に関わるのか高齢者に関わるのか障がい者に関わるのかわからないが、全てにおいて「インターネット見ればわかる」ということですかね。しかし、スマホを持っている人もいれば今だかつてガラケーの人もいる。全てにおいてみんながインターネットできるとは限らない。そういうことが全ての人に伝わるのか。上田市のこの丸だけわかればいいという問題じゃなくて、隅から隅まで。福祉というのは、丸じゃなくて、角から角まで、全ての人に行き渡って全ての人が見てわかるのが福祉じゃないか。行政文字、言葉って理解に苦しむ。これってこうかなって(疑問に思う)。だからみんなが見てわか

る、そういうふうにしていただければ。こういう文書がきたが全然わからないという人が結構いる。わからないときは、私は丸子ですから、丸子市民サービス課に行ったりして、聞くこともある。そういうのが自分で行かれる人はいいが、行かれない人もいっぱいいる。それが福祉じゃないかと私は思う。

《回答》(事務局) 相談窓口の記載については、ここの基本方針の中に入れるか別の形で入れるかというところはあるが、ただいろんな窓口があってそれを困っている人が迷子にならないように、ここ見ればまず取っ掛かりとしてはできるというあたり、先ほどの犯罪被害者支援も同じくそういったご意見もあるところで、この人権問題についてもやはりそういった取っ掛かり部分は当然必要になると思うので、その窓口の記載をどういうふうに示すかというところは非常に大きな問題かと思う。実際の運用という部分のところで検討したい。

また次のどういった表現をするかという辺り、こちらも同じようにやはり施策を作ったけれどもそれが伝わらなければ意味がないので、それをどういうふうにわかりやすく伝えるのか、どういう方法で伝えるのかというあたりは非常に重要かと思うので、こちらの公表の仕方という部分も含めて検討させていただきたい。

(事務局) 事務連絡

6 閉会

( 以上 1 時間 00 分 )